

判決要旨

事件番号 平成27年(ワ)第255号等 原状回復等請求事件

原告 640名

被告 国、東京電力

福島地方裁判所郡山支部 令和3年7月30日午後3時判決言渡

裁判体の構成（令和3年2月18日弁論終結時）

裁判長裁判官佐々木健二、裁判官矢作泰幸、裁判官河合智史

※佐々木健二裁判長が本年4月1日付で異動したため、本日の判決は、本村洋平裁判長が代読した。

判決言渡時に法壇に着席している裁判官は、裁判長裁判官本村洋平、裁判官吉岡正智、裁判官河合智史である。

1 本件は、福島県双葉郡浪江町津島地区に居住していた原告ら640名が、国と東京電力を被告として、①国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、東京電力に対しては民法709条の不法行為なし原賠法に基づき、避難慰謝料、被ばく不安慰謝料、原状回復請求が認められない場合のふるさと喪失慰謝料並びに弁護士費用として、原告1人について月額25万円（令和5年4月以降は月額35万円）及び3300万ないし3000万円等の連帯支払を求め【損害賠償請求】、②不動産所有権、平穏生活権等に基づき、津島地区全域の放射線量を低下させること（給付請求）又は低下させる義務があることの確認（確認請求）を求めた事案【原状回復請求】である。

当裁判所は、下記2から4のとおり、上記①【損害賠償請求】については、国と東京電力のそれぞれの責任を認め、国と東京電力が、連帯して、原告621人については慰謝料150万円及び弁護士費用15万円を、原告13人については、慰謝料120万円及び弁護士費用12万円を支払うべきものと判断し、他方、原告6人については、請求を棄却すべきものと判断した（認容総額は約10億円である。）。

また、当裁判所は、下記5のとおり、上記②【原状回復請求】のうち、津島地区全域の放射線量を低下させることを求める訴え（給付請求）については、訴えが適法と認められる要件（訴訟要件）を満たしておらず、不適法であるから訴えを却下すべきであり、また、津島地区全域の放射線量を低下させる義務があることの確認を求める訴え（確認請求）については、請求権が発生する要件を満たしておらず、請求を棄却すべきものと判断した。

2 被告国の国家賠償責任について

国の地震調査研究推進本部が平成14年（2002年）7月に公表した長期評価は、三陸沖から房総沖の領域において、約133年に1回の割合でマグニチュード8クラスの地震が発生する可能性があるとした。この長期評価は、専門家による複数回の議論を経て取りまとめられたものであったから、相当な信用性を有する知見であった。この

点、福島第一原発では、平成14年（2002年）2月に公表された津波評価技術に基づいて津波を算出していたが、この算出の基礎となった津波の記録は、過去約400年のものにとどまっていた。また、西暦869年に東北地方では貞観津波という巨大津波が発生していたが、その詳細はわかつていなかった。そのため、福島第一原発の敷地を超える津波が発生する可能性は否定できない状況にあった。

そのため、国は、この長期評価の示す地震による津波の算出を東電に命ぜべきであり、そうしていれば、長期評価が公表された平成14年には、東電が後に試算した（平成20年）のと同様に、福島第一原発の敷地高（O. P. + 10 m）を超える津波（東電試算の津波高はO. P. + 15.707 mである）が到来する危険性があることを予見することができた。

これに加えて、福島第一原発は、主要な電源設備が地下や1階に設置されており、津波が敷地を超えて浸水すれば、全ての電源を喪失する危険性を有しており、津波に対して脆弱な施設であった。全ての電源が喪失した場合、原子炉を冷やす機能が損なわれ、放射性物質の飛散につながる重大な事故の発生を招来するおそれがあった。平成18年に行われ、保安院も参加した溢水勉強会において、福島第一原発が浸水すると電源設備の機能が喪失することが示されたから、国は、平成18年には、津波に対する脆弱性を認識できた。

原発事故の被害が甚大であり、万が一にも事故が起きないよう安全性を確保する必要があることも考慮すると、経済産業大臣が、電気事業法40条に定めた技術基準適合命令により、津波に対する安全性を確保するための規制権限を行使しなかったのは著しく合理性を欠き、国家賠償法上違法である。

そして、国が規制権限を行使し、敷地を超えて浸水する津波への対策を命じていれば、東京電力は、電源車などの可搬式の電源設備を備えたり、安全上重要な機器が設置された部屋に水密扉を設置するなどといった水密化対策を急いで講じたはずである。したがって、規制権限を行使していれば、本件事故までにこれらの対策が講じられたと認められ、これにより津波の影響は相当程度軽減されたはずであるから、本件事故は回避できたものと認められる。

したがって、国には、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任がある。

3 被告東京電力の責任

東京電力は、原賠法に基づく損害賠償義務を負う。民法709条の不法行為責任とは、特別法一般法の関係にあり、民法の規定による損害賠償を求めるることはできない。

4 原告らに生じた損害

原告らは突然の原子力発電所事故により生活の本拠としていた津島地区からの避難を余儀なくされ、ふるさと津島で長年築き上げてきた人と人との結びつき、豊かな自然や文化から切り離され、コミュニティーを喪失したこと、日常生活では経験することのない被ばくがあつたことへの不安が生じていること、長期間にわたり帰還困難区域に指定

されたことにより、損害の算定に当たっては、社会通念上は帰還が困難になったと評価されることなどからすると、本件当時津島地区に生活の本拠があった原告の慰謝料は、東京電力からこれまでに支払われた慰謝料額では不十分である。国と東京電力は、連帶して、原告621人については慰謝料150万円及び弁護士費用15万円を、原告13人については、慰謝料120万円及び弁護士費用12万円を、支払うべきである。他方、本件当時津島地区に生活の本拠があったとは認められない原告6人については、既に支払われた慰謝料額を超える精神的損害が発生したとは認められないから、請求を棄却するべきである。

5 原状回復請求について

津島地区全域の放射線量を低下させることを求める訴え（給付請求）については、こうした訴えの適法要件（訴訟要件）である、被告らがなすべき作為義務が特定されているとはいはず、不適法な訴えであるから、却下すべきである。

津島地区全域の放射線量を低下させる義務があることの確認を求める訴え（確認請求）については、原告らが主張する、入会的な権利、不法行為に基づく権利に基づく請求権は、妨害排除請求権等（放射性物質の除去等を求める請求権）が発生することを認め得る権利であるとはいえない。また、原告らが主張する、原告個々人の土地所有権及び人格権に基づく請求は、妨害排除請求権等が発生することを認め得る権利ではあるものの、そうした個々人の権利から、それぞれの所有地や居住地の範囲にとどまらず、津島地区全域の放射性物質の除去等を求ることはできない。そして、所有地や居住地の範囲について検討しても、国や東京電力が放射性物質を現在支配管理しているとは認められないから、請求を認める要件を満たしていない。

以 上